## 広島県告示第三百十九号

の基準の設定)の全部を次のように改正する。 平成十四年広島県告示第千百九十九号(悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規

平成二十四年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

定に基づき、 から施行する。 悪臭防止法 規制地域の指定及び規制基準の設定を次のとおり行い、 (昭和四十六年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第三条及び第四条の規 平成二十四年四月一日

## 一 規制地域の指定

地域とする。 法第三条の規制地域は、 山県郡北広島町、 世羅郡世羅町及び神石郡神石高原町の全ての

## 一 規制基準の設定

1 法第四条第二項第一号の規制基準

第一号の規制地域における臭気指数は、十五を許容限度とする。

2 法第四条第二項第二号の規制基準

総務府令第三十九号。 て得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。 1の規制基準として定められた値を基礎として、悪臭防止法施行規則 以下「省令」という。 )第六条の二に規定する方法により算出し (昭和四十七年

3 法第四条第二項第三号の規制基準

1の規制基準として定められた値を基礎として、省令第六条の三に規定する方法によ

り算出して得た排出水の臭気指数を許容限度とする。